

マニュアルの特徴・活用方法等

【特徴】

- 問題行動等発生時の基本的・具体的な対応について明示
- 時系列（初期、初期・中期、中期・長期）で構成し、各時点での対応の具体及び留意点明示
- 教職員「個人の資質」が、学校として「組織力」を発揮する中で生かされるという視点で作成
- チェックシート方式とし、学校が実際場面で活用できる構成
- 最近の事件・事案における対応及び反省を盛り込んだ内容
- 時代を反映した課題を掲載

【活用方法】

- 校内研修会で活用
危機対応に関する校内研修会等において、研修教材として活用する。
- 問題行動等発生時に活用
該当するページをコピーし、関係者に配付する。
- 事件・事故収束後に活用
事例検討会等において、対応は適切であったか、対応に関する漏れはなかったか等を確認するとともに、今後の事件・事故への対応に生かす。

【留意事項】

- 可能な限り時系列に並べているが、状況に応じて優先順位を判断すること
- 現場ではマニュアルにこだわり過ぎず、混乱した場合は「子どもを守る」ことを第一に考えて行動すること
- 特別支援学校の小・中・高等部は、小・中・高等学校に対応
- 事例別マニュアルの表記について
教員、教師、教職員 → 「教職員」と表記
生徒指導主事、生徒部長、生徒指導課長等 → 「生徒指導主任」と表記
該当する校種 → 小・小中・高などと表記

1 学校危機対応について

(1) 学校危機の内容・分類

学校で起こることが予想される危機の内容は、下図に示すように、『児童生徒に関係すること』、『教職員に関係すること』、『火災・自然災害に関係すること』等多様である。

本マニュアルは、『児童生徒に関係すること』のうち、「児童生徒の問題行動等」が発生した際の基本的・具体的な対応について示すものである。

■ 学校危機の分類 ■

児童生徒に関係すること

学校への侵入・占拠
児童生徒への危害

○ 学校への侵入者による被害 等

学校施設・設備等の
被害(自然災害を除く)

○ 学校施設の爆破及び爆破予告
○ 器物損壊に伴う施設・設備の被害
○ 備品類等の盗難・紛失
○ 薬物・毒劇物・危険物の盗難・紛失 等

事 故

○ 交通事故
○ 授業・部活動・修学旅行等での事故
○ 学校外での事故 等

学校における集団疾病

○ 学校内における食中毒
○ インフルエンザの集団感染 等

問題行動等

○ いじめ・暴力行為
○ 万引・窃盗
○ 性の逸脱行為
○ 家出 等

教職員に関係すること

事 故

○ 死亡・負傷
○ 安否不明(海外旅行中での事故等) 等

非 違 行 為

○ 飲酒運転等交通法規違反
○ 体罰、わいせつ行為及びセクシュアル・ハラスメント 等

火災・自然災害に関係すること

火 災

○ 火災の発生及び施設の被害

自 然 災 害

○ 地震・台風等による学校施設・設備の被害

(2) 学校危機対応の目的

「学校危機対応」とは、各学校の教育目標の達成を阻害する要因を除去するために、学校が下記の目的をもって組織的に取り組むことをいう。

- 児童生徒及び教職員の生命や心身の健康・安全を守ること
- 迅速・的確な対応で被害を最小限に抑え、学校の日常の機能を保つこと
- 学校・教職員と児童生徒・保護者・地域社会等との信頼関係の向上を図ること
- 危機の体験から学んだ貴重な教訓を学校教育へ積極的に生かすこと

(3) 学校危機対応のポイント

学校の教育目標を達成するためには、学校が子どもたちにとって安心して学ぶことのできる安全な場所でなければならない。

しかしながら、現実には、学校全体を揺るがす事件・事故等の危機は頻繁に起こっており、このことを全教職員が十分認識することはもとより、発生時には、常に最悪の事態を想定しながら、迅速・的確に対応しなければならない。

- 迅速かつ的確な初期対応
 - 初期対応が以後の展開を大きく左右する。
- 指揮系統の明確化
 - 危機対応はトップダウンが基本である。
- 情報集約・情報管理の徹底
 - 校長がリーダーシップを発揮するためには、正確な情報の集約が適切な判断の拠り所となる。
- 情報の共有と役割分担の明確化
 - 緊急対策会議等を持ち、全教職員の共通理解のもと組織的に対応する。
- 保護者・関係機関等との密接な連携
 - 必要に応じて、躊躇^{ちゅうちよ}することなく支援を要請する。

(4) 学校危機・トラブルの誘因や原因

■ 教職員による不適切な発言や文書

- 全体集会や学年集会等での不用意な発言、不十分な説明等が誤解を招き、保護者からの指摘を受ける。また、それに対する学校の対応が誠意あるものとならない場合、かえって事態を悪化させる。
- 学年通信や学級通信等家庭向けの文書の中に、不適切な文言があり、保護者の指摘を受ける。活字となっているため、大きな事態に発展する可能性がある。

■ 担任や部活動顧問による問題の抱え込み

- 一人で問題を解決しようと抱え込んだり、事態の深刻度の認識が希薄であったりすると、対応が遅れ解決が困難となる。
- 背景には、学年間や校務分掌単位で課題を共有する姿勢や組織力が弱いことなどがある。

■ 初期対応の遅れ

- 週休日や祝祭日、夜間であっても、迅速で正確な事実確認を行い、一刻も早く保護者と接触を図ることなどは極めて重要である。
- 対応が遅れると、ささいな事案が一夜にして悪化することがある。早めに接触すれば誠意が伝わり、タイミングを計って校長が対応することで早期解決が図られるケースは少なくない。

■ 特別指導（**小中**出席停止・**高**停学を含む）の在り方

- 問題行動の事実確認や特別指導が配慮を欠いている場合、指摘を受けることがある。
- 特別指導が試験や学校行事等と重なった時などの配慮も重要である。

■ 保護者との話し合いや対応

- 学校側の真意や誠意がきちんと伝わらず、事態が悪化するケースは少なくない。特に、経験が不足していたり、保護者への対応が得意ではなかったりする教職員の場合、管理職や学年主任等の同席やフォローは欠かせない。
- 集会における発言や配付する文書等の内容については、必ず、関係する保護者の了解を得る必要がある。

2 問題行動等に対応するための事前準備

(1) 事前準備のポイント

■ どの学校でも起こりうる！	→ 平常時における危機意識の高揚
■ リーダーシップとチームワーク！	→ 校内の組織体制と役割分担の明確化
■ 日頃の教育活動の充実を！	→ 児童生徒・保護者との信頼関係の構築
■ 変化をいち早く察知！	→ 児童生徒の多面的理解と情報の一元化
■ 自己実現への援助を！	→ 自己指導能力や人間性の伸長の支援
■ 「抱え込み」から「連携」へ！	→ 教職員間の情報共有と関係機関との連携
■ 備えあれば憂いなし！	→ 定期的な訓練・校内研修等の実施
■ 過去の対応や反省を生かす！	→ 指導・対応記録の整理・蓄積と分析

(2) 問題行動等の未然防止・再発防止に向けた生徒指導体制の充実

ア 開発的・予防的生徒指導の重要性

- 児童生徒一人ひとりの人格のよりよい発達を実現するためには、一人ひとりが自己肯定感や自己有用感、社会性を獲得することができる指導・支援が必要となる。
- 児童生徒にとって学校生活が有意義かつ充実したものであれば、そのことが自己指導能力を育み、問題行動を未然に防止することにもつながるため、開発的・予防的生徒指導として、教科指導や道徳教育、特別活動、キャリア教育など学校教育活動全体の充実を図ることが重要である。

イ 開発的・予防的生徒指導の主な取組

■ 教科指導の充実

- 毎日の教科指導では、児童生徒一人ひとりが生き生きと学習に取り組み、学校や学級・ホームルームの中での居場所をつくるのが大切である。
- すべての児童生徒に対して、楽しく分かる授業を展開し、一人ひとりのよさや得意分野を積極的に生かすことにより、学習に対しての充実感や達成感を味わわせる。

■ 道徳教育の充実

- 道徳教育は、道徳的心情、判断力、実践意欲や態度などの道徳性の育成をねらいとしている。
- 道徳教育で培われた道徳性や道徳的実践力を、生きる力として日常の生活場面に具現できるように援助する。

■ 特別活動の充実

- 特別活動の目標は、生徒指導のねらいである自己指導能力や自己実現のための態度や能力の育成と重なる部分がある。
- 集団生活の中でよりよい人間関係を築き、一人ひとりが個性や自己の能力を生かし、互いの人格を尊重し合って生きることの大切さを学ばせる。

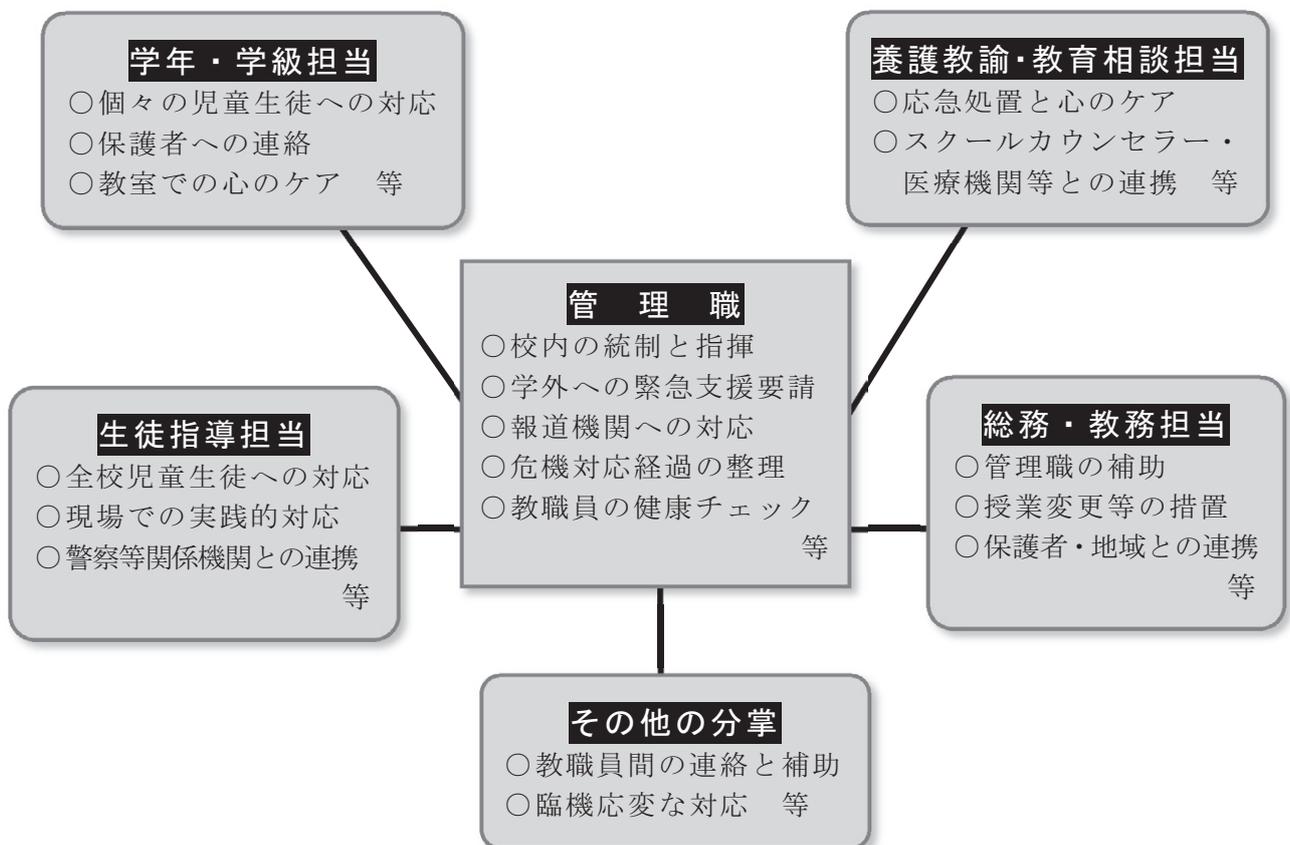
■ キャリア教育の推進

- キャリア教育は、夢や目標をもち、一人の社会人として自立できるよう、自分にふさわしい生き方を実現しようとする意欲や態度、能力の育成をねらいとしている。
- 「自分がしたいこと」「自分ができること」「社会が求めていること」のバランスを図りながら、発達段階に応じて継続的な指導を行う。

(3) 校内の組織体制と役割分担

ア 校務分掌に沿った緊急時の組織体制

- 問題行動等への対応に当たっては、校務分掌に沿った緊急時の組織体制が重要である。管理職を中心に、各分掌が迅速・的確にそれぞれの役割を果たすために、平素からの事前準備と役割確認が大切である。



イ 事前準備における役割分担例

<p style="text-align: center;">管 理 職</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 年度当初、校務分掌に沿った危機対応チームを組織し、各自の役割を明確にする。その際、役職で分担せず、個々の力量を的確に判断して組織づくりを行う。 <input type="checkbox"/> 計画的に生徒指導、教育相談体制の充実を図る。 <input type="checkbox"/> 教職員の緊急連絡網を整備するとともに関係機関との緊急連絡体制を整備し、平時から連携を図る。 <input type="checkbox"/> 危機対応に係る教職員用資料を作成・配付し、平時から訓練・校内研修等を実施する。 <input type="checkbox"/> 日常的に発生する小さな問題行動に対し、平時から組織として対応する訓練をしておく。 <input type="checkbox"/> 教職員に対して、事件・事故発生時には、内容を時系列に沿って詳細かつ正確に記録するよう徹底しておく。 <input type="checkbox"/> あらかじめ、管理職が不在の場合に指揮を執る教職員を決めておく。
<p style="text-align: center;">教務・総務担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 管理職が不在の場合、代行・代決できる体制を整えておく。 <input type="checkbox"/> 日頃から、学校通信やPTAだより等を活用し、保護者に対して危機対応への理解と協力を呼びかけておく。 <input type="checkbox"/> あらかじめ、保護者による支援体制の構築と危機対応時の協力を要請しておく。
<p style="text-align: center;">生徒指導担当 ※(生徒指導主事)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 日頃から、校内で危機を誘発する可能性のある様々な事象への注視を怠らない。職員朝礼等を活用し、情報を共有する。 <input type="checkbox"/> 危機発生時の全校児童生徒の緊急連絡方法、指導及び支援の実践的プランを準備する。 <input type="checkbox"/> これまでの指導記録を整理・分析し、今後の対応に生かす。
<p style="text-align: center;">学年・学級担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 日頃から、児童生徒にしっかりと寄り添い、変化を敏感に感じ取るとともに、安心・安全な学級づくりに努める。 <input type="checkbox"/> 児童生徒へ心理的・物理的危機をもたらす可能性がある事物は、教室から取り除く。 <input type="checkbox"/> 教職員研修へ積極的に参加し、応急処置や心のケアが行えるようなスキルや基本的知識を高める。 <input type="checkbox"/> 学級・学年の保護者全員の緊急連絡体制を整備する。
<p style="text-align: center;">養護教諭 教育相談担当</p>	<ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 地域の救急医療や精神保健などの専門機関と連携し、協力体制を確立する。 <input type="checkbox"/> 基本的な応急手当（止血等）、救命処置（心肺蘇生・AEDの使用等）や、カウンセリングの基本等について、校内研修会を計画的に実施する。

※ 「生徒指導主事」の位置付け（学校教育法施行規則第70条の4）

生徒指導主事は、校長の監督を受け、生徒指導に関する事項をつかさどり、当該事項について連絡調整及び指導、助言に当たる。

(4) 緊急連絡体制の整備

ア 連絡体制の整備

■ 教職員

- 連絡系統をフローチャート等で示す。
- 自宅電話や携帯電話で確実に連絡がとれる体制を構築する。
- 全教職員に配付する。

■ 保護者

- 担任・部活動顧問等は、自宅電話・携帯電話等の一覧表を作成する。
- 個人情報に配慮し、各保護者への配付については、事前に了解を得るなど慎重に行う（「個人情報の保護に関する法律」2003.5.30 施行）。
- メール配信システムを整備し、緊急情報が停滞なく伝わるようにする。

■ 児童生徒

- 担任・部活動顧問等は、必要に応じて、児童生徒の了解を得た上で、児童生徒の携帯電話の一覧表を作成する。
- 個人情報に配慮し、各児童生徒への配付については、事前に保護者から了解を得るなど慎重に行う（「個人情報の保護に関する法律」2003.5.30 施行）。

イ 関係機関との連絡体制の整備

- 連絡先・担当者及び関係機関の役割等の一覧表を作成する。
- 校長室・職員室・事務室・保健室・体育教官室・プール管理室等の電話近くに備え付けるとともに、設置場所を全教職員に周知する。
- 個人情報には十分配慮し、児童生徒や外部からの訪問者等の目に触れないよう留意する。
- 管理職・生徒指導主任等が、関係機関等を定期的に訪問するなど、連携を密にしておく。

ウ 連絡方法及び報告内容のポイント

■ 迅速・確実な連絡

- 第一報は「巧遅より拙速」を優先する。
※ 第一報の不完全さ、不正確さを決して叱ってはならない。
- 分かっている範囲で、事実のみを正確に伝える（できればメモを添えて）。
- 「情報は私物ではない。」ことを全教職員が認識する。

■ 報告の内容（5W1H）と優先順位

- ① 何があったのか（WHAT）
- ② 誰が関係しているのか（WHO）
- ③ いつ発生したのか（WHEN）
- ④ どこで発生したのか（WHERE）
- ⑤ なぜ起こったのか（WHY）
- ⑥ 現在どのような状況なのか（HOW）

(5) 関係機関等との連携

生徒指導上の諸問題の解決に当たっては、関係機関等との緊密な連携が重要である。

学校と関係機関等が一体となって取り組むためには、各関係機関等の役割や機能を理解するとともに、平素から積極的に情報交換を行う必要がある。

ア 平常時の連携機関

P T A、学校評議員、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）、近隣の学校、市町教育委員会、所轄警察署、少年サポートセンター、少年安全サポーター、児童相談所、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、青少年健全育成協議会、自治会、民生委員・児童委員、主任児童委員、市町福祉関係課、同窓会、交通機関（通学バス・鉄道等）、商業施設等

— 【具体的な取組】～文部科学省「生徒指導提要」～ —

① 青少年育成国民運動

青少年育成国民運動はすべての国民が積極的に青少年育成に努めること等を旗印として昭和41年に始まった。

市町での取組として青少年育成市町民会議が結成され、地域住民や関係団体・機関等により構成されている。青少年育成国民運動推進員や青少年育成アドバイザーも委嘱されており、学校も連携、協力を図ることにより大きな成果を得る。

さらに多くの市においては、市民会議の下に、学校区の地域コミュニティが組織されている。

② 学校区での連携の具体例

学校区で健全育成を図るためには、警察、民生委員・児童委員、幼稚園、小学校、中学校、自治会、P T A、子ども会、防犯団体などの様々な関係機関と諸団体がかかわっている。

【実践活動例】

- 家庭・地域から始まる声かけ（あいさつ）運動
- 「まちをきれいにする日（毎月1日）」
- 学識者の協力による、小学校の「寺子屋学習」（2泊3日の通学合宿）
- 中学生の史跡探訪
- さつま芋等の栽培と収穫期の焼き芋大会

イ 緊急時の連携機関

(ア) 問題行動発生時の連携機関

市町教育委員会、所轄警察署、少年安全サポーター、児童相談所、家庭裁判所、児童自立支援施設、少年鑑別所、少年院、保護司、市町福祉関係課等

(イ) 心身のケアに係る連携機関

県教育委員会（学校メンタルサポート事業）、C R T（クライシス・レスポンス・チーム）、子どもと親のサポートセンター、ふれあい教育センター、医療機関、精神保健福祉センター、臨床心理士会等

ウ 警察との連携

(ア) 学校警察間相互連絡制度「やまぐち児童生徒サポートライン」協定

- 主体： 山口県警察本部 山口県教育委員会
- 締結： 平成28年3月18日
- 施行： 平成28年4月 1日
- 目的： 県内の学校と警察との連携については、平成16年からそれぞれ基準を定め、必要な連絡を図っているが、広域化・複雑化する生徒指導状況を踏まえ、児童生徒の健全育成の観点から、県立学校と警察署とが、統一した基準に基づく相互連絡を行い、問題行動・非行及び犯罪被害の防止並びに安全確保について、連携して早期に対応できる体制を構築する。
- 備考： 県立以外（国立・市町立・私立）の学校についても、協定を締結し、平成28年4月から県内全ての学校で同制度を施行。

■ 学校と警察署の相互の連絡対象事案

学校と警察署の双方が認知しうる事案で、相互の連携が必要と認められる事案

- 不審者や校地内侵入者等に係る事案
- スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、特に早期対応が必要と認められる事案
 - ・ スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、児童生徒が犯罪の被疑者又は被害者となった、あるいはなるおそれがある事案
 - ・ スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案で、児童生徒が犯罪の被疑者又は被害者ではないが、「いじめ」などの対象となっている事案
- その他特に学校と警察が連携した早期対応が必要と認められる事案
 - ・ 児童虐待や自殺予告など、児童生徒の被害の防止及び安全の確保のために連携が必要と認められる事案
 - ・ 事案の内容等から、児童生徒の問題行動等の防止のための連携した対応が必要と認められる事案
- ※ 特に、スマートフォン等の機能やインターネットを利用した事案については、学校だけでは対応困難な場合が多く、警察との早期の連携が必要（少年安全サポーターの活用が有効）

■ 警察署から学校への連絡対象事案

警察で取り扱った児童生徒の非行防止及び被害防止並びに安全の確保のため、学校との連携が必要と認められる事案

- 逮捕事案（報道発表しない事案については、捜査に支障のないものに限る。）
- 逮捕事案以外の犯罪・触法事案について、次の事由等により、学校と連携して早期かつ継続的に対応することが必要と認められる事案
 - ・ 事案の内容が悪質な場合
 - ・ 事案の原因、動機が、学校、交友関係にある場合
 - ・ 対象の児童生徒が、学校内外において粗暴行為を敢行する非行集団の構成員である場合
 - ・ 同一非行に関わる対象の児童生徒が、複数に及ぶ場合
 - ・ 対象の児童生徒の影響が、他の周辺児童生徒に及ぶ場合
 - ・ 義務教育中の児童生徒にあって、特に早期対応が必要と認められる場合
- 不良行為等を繰り返し、保護者の監護に服さないなど、ぐ犯性が強い事案
- 児童生徒が犯罪等の被害に遭った事案で、被害者支援のため、特に連携が必要な場合

留意事項

- ※ 連絡責任者は対象事案を取り扱った警察署長とし、連絡責任者又は連絡責任者が連絡担当者として指定した者が、面接又は電話により速やかに行う。
- ※ 逮捕事案は逮捕後、任意事案は全容が解明し正確な情報となった時点又は送致、通告した時点で、被害防止に係る緊急情報については直ちに、速やかに連絡する。
- ※ 学校への連絡の前に、対象児童生徒の保護者に対して、学校への連絡について説明するとともに、自ら学校に連絡するよう指導する。
- ※ 警察署が管轄外に所在する学校に在籍する児童生徒に係る事案を取り扱った場合は、当該警察署から当該学校へ連絡する。

■ 学校から警察署への連絡対象事案

学校内外における児童生徒の問題行動等及び被害の防止並びに安全確保のため、警察との連携が必要な事案

- 学校が認知したいじめの中で、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、対象の児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合
- 生徒間暴力、対教師暴力等により、周囲の児童生徒及び教職員等が被害を負い、指導にも関わらず、周囲に危険が予測される場合
- シンナーの吸引等の薬物乱用により、対象の児童生徒の生命の安全、及び周辺児童生徒に危険が予測される場合
- 暴走族等の構成員となり、対象の児童生徒の安全確保、及び周辺児童生徒の被害の防止のため、特に連絡が必要な場合
- 児童生徒が、連続して欠席し連絡が取れない中で、又は学校外の集団との関わりの中で被害に遭うおそれのある場合

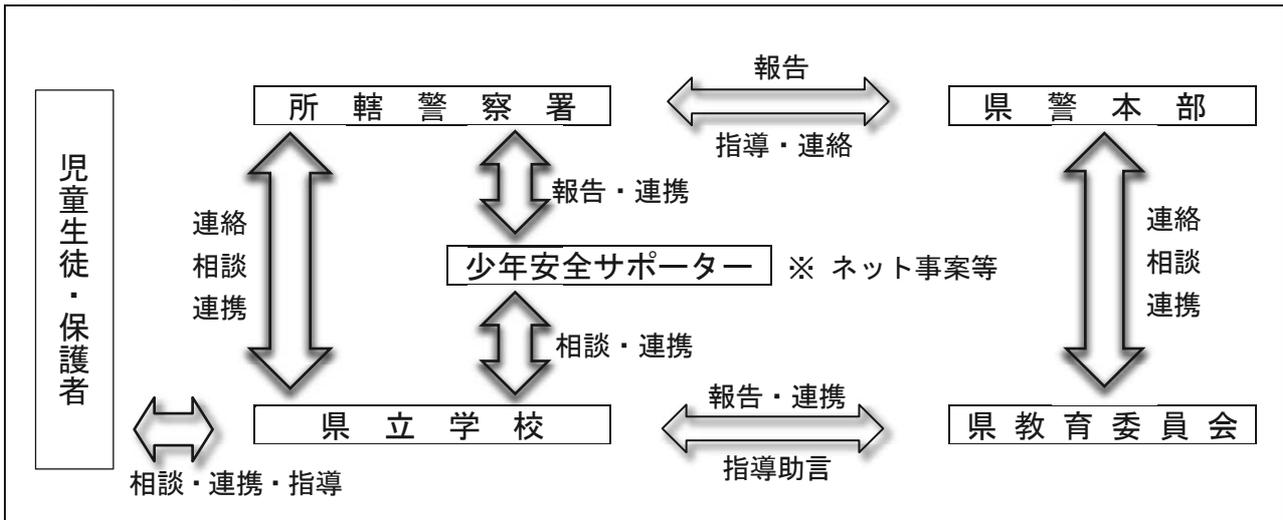
いじめ・暴力行為・被害に遭うおそれのある場合の連絡基準

いじめ	○ 強制わいせつ、傷害、暴行、強要、窃盗、恐喝、器物損壊等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められるいじめ事案であって、学校だけでは解決が難しく、学校における安全配慮義務の観点から警察の協力が必要な場合
生徒間暴力	○ 被害児童生徒にけがや骨折等が認められ、医療機関の診断・治療が必要な場合（※ 連絡前に被害児童生徒の保護者の承諾を得る。） ○ 教職員の制止にもかかわらず暴力行為を止めず、興奮状態が継続しさらなる危険が予測される場合
対教師暴力	○ 被害教職員にけがや骨折等が認められ、医療機関の診断・治療が必要な場合 ○ 被害の程度にかかわらず、日常的に教職員の指導に従わず、胸ぐらをつかむ、ものを投げる、殴る、蹴るなどの暴力行為が繰り返される場合
器物損壊	○ 故意に器物を損壊させ、行為に対する自省が見受けられない場合 ○ 損壊の程度にかかわらず、日常的に暴力行為が繰り返され、周囲に危険が予測される場合
被害に遭うおそれ	○ 所在不明である、家庭の協力が得にくく連絡が取れない、学校外の集団（成人が主な構成員であると思われるものも含む。）との関わりがある、欠席が続き、家庭と連携はできているが、保護者等が十分に児童生徒の状況を把握できない場合等（※ 県教委と十分連携した上で判断する。）

留意事項

連絡責任者	○ 連絡責任者は、対象事案を取り扱った学校長とする。
連絡方法	○ 連絡責任者が連絡担当者として指定した者（生徒指導主任等）が、面接又は電話により速やかに行う。
連絡時期	○ 連絡責任者である学校長が、警察署への連絡が必要と判断した時点とする。
連絡内容	○ 連絡の範囲は、当該事案に係る児童生徒の問題行動等及び児童生徒の被害の防止並びに安全の確保に資するために必要な情報に限る。 ○ 具体的な連絡内容は、問題行動等を解決または防止するとともに、被害の拡大を防ぐため、対象事案の概要や、当該児童生徒の氏名、年齢、学年、性別など、健全育成に資するため学校が必要と認める事項とする。 ○ 連絡した内容については、必要に応じて、当該児童生徒及び保護者に伝える。
留意事項	○ 連絡を行う情報については、事実に基づき、正確を期する。 ○ 連絡した情報については、秘密の保持を徹底し、制度の目的と趣旨を逸脱した取扱いをしてはならない。 ○ 対象事案に関係した児童生徒への指導に当たっては、健全育成を推進するという制度の趣旨を踏まえ、真に教育効果をもった適正な措置を行う。 ○ 児童生徒や保護者に対し、制度について周知を図り、その趣旨や目的等の理解を得るとともに、対象事案に関係する児童生徒の保護者の理解と緊密な連携の下、制度の適切な運用を行う。 ○ 連絡責任者・担当者は、「職務上知り得た個人情報や漏らしたり、目的以外に利用したりすることはできない。」（国家公務員法100条、地方公務員法34条）。 ○ 公務員が職務を行うに当たって犯罪行為を知った場合に、告発しなければならない義務を「告発義務」（刑事訴訟法第239条）といい、生徒指導では、学校において児童生徒の暴力行為や器物破壊、悪質ないじめで犯罪行為に当たるものなどが行われた場合に、告発義務を有している（「生徒指導提要」）。 ○ 問題が発生してから連携するのではなく、日頃から十分な意思の疎通を図り、相互の連絡に対して迅速・的確に対応できる体制を整備するとともに、所轄警察署と連携した児童生徒の健全育成に係る取組を推進する。

【連携フロー図】



(エ) 少年サポートセンター

少年の重大な非行を防止する上で、問題行動の初期段階での適切な対応が極めて重要である。

このため、警察官や少年警察補導員等が街頭補導活動を実施し、非行少年や不良行為少年の発見・保護・指導、被害少年やその家庭に対する支援活動等を専門的に行っている。

また、少年非行等に関する相談も受け付けている。

東部少年サポートセンター(岩国警察署内:0827-23-5150)岩国・周南地域
 中部少年サポートセンター(県警本部少年課内:083-925-5150)山口・萩地域
 西部少年サポートセンター(下関警察署内:083-222-5150)宇部・下関地域

(オ) 少年安全サポーター

県警少年課所属の少年安全サポーターは、警察官のOBで構成され、岩国、柳井、光、周南、防府、山口、宇部、美祢、下関、萩の10市教育委員会*を活動拠点に、学校への指導・支援を行うなど、青少年の健全育成のための活動に従事している(*平成28年度配置)。

具体的活動は、以下のとおりである。

非行防止活動	非行防止教室／立ち直り指導／相談受理
被害防止活動	緊急時訓練／防犯教室／校外パトロール／安全点検 等
連携活動	会議出席／情報発信／街頭活動 等

エ 矯正施設について

(ア) 少年鑑別所

- 家庭裁判所での観護措置の決定によって送致された少年を、最高8週間収容、少年が問題を起こすに至った原因や、今後どうすれば健全な少年に立ち戻れるかを、医学・心理学・教育学・社会学等の専門的知識や技術に基づいて、専門的な調査や診断を行う施設。
- 鑑別方法は、医学的な診断や性格検査等を行うと同時に、所内での様々な活動を細かく記録し、集められた各種の資料を総合して、最も有効・適切と考えられる保護・矯正・更生などの指針が決定される。
- 結果は、鑑別結果通知書として家庭裁判所に送付され、審判や少年院、保護観察所での指導・援助に活用される。

(イ) 少年院

- 家庭裁判所から保護処分として送致された少年が収容され、少年個々の心身の発達状況、問題行動の要因、将来の生活設計等を総合的に検討し、少年が社会生活に順応するための矯正教育を受ける法務大臣管理の施設。

<少年院の種類>

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・ 初等少年院：心身に著しい故障のない、おおむね12歳以上おおむね16歳未満の者・ 中等少年院：心身に著しい故障のない、おおむね16歳以上20歳未満の者・ 特別少年院：心身に著しい故障はないが、犯罪的傾向の進んだおおむね16歳以上23歳未満の者・ 医療少年院：心身に著しい故障のある、おおむね12歳以上26歳未満の者 <p>※ H19.6.1公布「少年法等の一部を改正する法律」により、14歳未満（おおむね12歳以上）の少年についても、少年院送致の保護処分が可能。</p> |
|---|

オ 児童相談所

- 満18歳未満の児童（児童福祉法において「児童」は18歳未満）を対象に、児童の福祉に関する様々な問題について家庭・学校等からの相談に応じ、児童がもつ悩みや問題、児童の置かれた環境等を的確に捉え、個々の児童・家庭に最も効果的な処遇を行うことにより、児童の福祉の増進を図ることを目的として設置された都道府県の行政機関。
- 必要に応じて、児童を一時保護し、行動観察や生活指導等を行ったり、児童養護施設・児童自立支援施設等に入所または里親等に委託したりして、安定した生活の確保を図る。

岩国児童相談所	岩国市、和木町、柳井市、周防大島町、上関町、田布施町、平生町
周南児童相談所	周南市、下松市、光市、
中央児童相談所※	山口市、防府市、美祢市
宇部児童相談所	宇部市、山陽小野田市
下関児童相談所	下関市
萩児童相談所	萩市、長門市、阿武町

※ 県内で「一時保護所」を併設しているのは、中央児童相談所だけである。

カ 児童福祉施設

すべての児童が、心身ともに健やかに成長することを目的とする施設であり、健全な遊びを通して児童の情操を育む施設や、家庭的に恵まれない児童や精神・身体等に障害のある児童を通園又は入所させて、適切な保護指導を行う施設である。

(ア) 乳児院

1歳未満の、保護者がいない、又は保護者のもとで養育できない乳児を入所させて、養育する施設である。

下 関 市	なかべ学院乳児部
-------	----------

(イ) 児童養護施設

1歳以上18歳未満の、保護者がいない、又は保護者のもとで養育できない児童、虐待を受けている児童、その他環境上養護を必要とする児童を入所させて、自立を支援する施設である。

周 防 大 島 町	あけぼの寮
周 南 市	共楽養育園
山 口 市	山口育児院、吉敷愛児園、清光園
防 府 市	防府海北園
山陽小野田市	小野田陽光園
下 関 市	下関大平学園、なかべ学院養護部
長 門 市	俵山湯の家

(ウ) 児童自立支援施設

- 以前は「教護院」と呼ばれていたが、児童福祉法改正（平成10年4月1日）により名称が変更となった。
- 入所の対象児童は、①不良行為をなし、又はなすおそれのある児童、②家庭環境その他環境上の理由により生活指導等を要する児童であり、保護者のもとからの通所も認められている。
- 設置の目的は、種々の原因で社会に対して適応が困難な状況にある児童に対し、生活指導・学習指導及び職業指導を一体的に行い、児童の自立を支援することであり、小舎制を原則とし、職員が起居を共にしながら、自由で開放的な雰囲気の中で自立を支援している。

山口県立育成学校

※ 施設内に入所児童の年齢に応じて、山口市立大内中学校氷上分校、同大内小学校氷上分教室を開設。育成学校入所と同時に、児童生徒に係る学籍は大内中学校・大内小学校に移り、転校（転入）することになる。

(エ) 情緒障害児短期治療施設

軽度の情緒障害を有する児童を短期入所させ、又は保護者のもとから通わせて、情緒障害を治すことを目的とする施設である。

山 口 市	山口県みほり学園
-------	----------

キ 山口県クライシス・レスポンス・チーム（山口県CRT）について

CRTとは、一個人や一家族の危機ではなく、小・中・高等学校といったコミュニティの「こころの危機」に即応する専門家チームである。

山口県で最初にスタートし、山口県CRTの活動実績を受け、現在、長崎、静岡、和歌山、大分、石川県で活動を開始しており、全国へ拡大しつつある。

活動内容	<p>県内の小・中・高等学校で災害・事件・事故が発生し、多くの子どもたちが被害にあったり、被害を目撃したりした場合に、その心的被害の広がりを読み止め、学校というコミュニティが機能不全に陥ることを防止するため、三日間限定、24時間態勢で支援に当たる。一言で言うと「二次被害の拡大防止とこころの応急処置」である。</p> <p>具体的には、教職員をしっかりとサポートし、被害を受けた子どもの重症度を評価し、どのようなケアをするかのプランづくりを行うと同時に、教職員への助言や心理的サポートを行う。また、保護者への説明会を開いた場合やマスコミに対して専門家としてコメントしたり、説明資料づくりを援助したりする。</p>
メンバー	<p>精神科医・臨床心理士・精神保健福祉士・看護師等で構成されている。</p> <p>CRTに登録されている山口県精神保健福祉センター職員は、業務として活動に加わる。</p>
出動要件	<p>死亡、重傷を負う事故、レイプ、誘拐などを体験・目撃又は直面し、強い恐怖感や無力感又は戦慄を感じた場合を「外傷性ストレス」と呼ぶが、多くの子どもたちがこれに曝されたことがCRT派遣の要件である。</p> <p>いじめ・暴力・自殺未遂・自傷行為等は対象外である。</p>
URL	<p>http://www.h7.dion.ne.jp/~kawanom2/crt/</p>

管理職への連絡

- ◆ 報告の優先順位
 - ① 何があったのか (What)
 - ② 誰が関係しているのか (Who)
 - ③ いつ発生したのか (When)
 - ④ どこで発生したのか (Where)
 - ⑤ なぜ起こったのか (Why)
 - ⑥ 現在どのような状況なのか (How)

「巧遅よりも拙速」

メモを添えて

管理職(不在時は生徒指導主任)の判断

- ◆ 現場に派遣する教職員の選定(複数での対応)
- ◆ 養護教諭派遣の必要性(けが等の有無や程度に応じて判断)
- ◆ 緊急対策会議開催の必要性
- ◆ 連絡を受けた時点で関係機関等への緊急連絡の必要性
 - ・ 重大なけが等、生命に関わる危険性がある場合
 - ・ 事態の沈静化が図れない場合及び事件性が考えられる場合
 - ・ 人的支援が必要とする場合、警察・報道機関が関係する(可能性がある)場合

119番

警察

教育委員会

教職員の急行と対応

<緊急時は、生徒指導主任を中心に教職員が各自で判断する。>

- ◆ 状況判断—報告—連絡…他教員との連携(養護教諭も含む)・管理職への報告、関係機関への連絡の必要性等
- ◆ 児童生徒の興奮状態の沈静化、周囲の児童生徒への指導…別室で待機、現場から遠ざける等
- ◆ けが等の応急手当、破損物の撤去等による安全確保
- ◆ 救急車の手配や医療機関への連絡

119番通報は、できるだけ学校等の固定電話を使用

「発信地表示システム」により、通報位置が特定できる。携帯電話は場所の特定に、誤差が生じたり、時間を要することがある。

- ◆ 警察への通報

緊急の場合は、110番通報が基本

管内の警察署へ通報する場合は、110番ではなく、083-・・・-0110で連絡する。(実際に対応する署と直接やりとりができる。)

緊急対策会議の開催

- ◆ 情報の集約・管理
(状況の把握と整理、時系列での詳細かつ正確な記録、情報管理の徹底)
- ◆ 具体的な対応策・方針等の検討
(児童生徒への具体的な指導内容、保護者への協力依頼の内容等)
- ◆ 役割分担の決定
(病院派遣、警察対応、情報収集、報道、保護者対応等の窓口の一本化)

指導方針に沿った対応(留意点)

- ◆ 「規律の維持」と「心のケア」の二つの側面から、対応を総合的に検討する。
- ◆ 必要に応じて、教育委員会に助言を求める。
- ◆ 医療機関・児童相談所・警察等、関係機関との緊密な連携を図りながら対応する。
- ◆ 個人情報の保護に留意する。
 - ・ プライバシーを侵害することのないよう十分配慮すること。
 - ・ 公表することにより被害が拡大することのないよう十分配慮すること(二次被害の防止)。
 - ・ 児童生徒に関することについては、保護者の了承を得た上で公表すること。